

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 福祉総務課

不利益処分の内容	地域福祉センター利用承認の取消し、又は利用の中止の命令
根拠法令等及び条項	栃木市地域福祉センター条例第6条及び第8条
根拠条項	栃木市地域福祉センター条例第6条及び第8条
参考事項	栃木市地域福祉センター条例施行規則
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市地域福祉センター条例抜粋 (利用の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その利用を拒み、又は承認を取り消し、若しくは施設からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又は利用の停止をすることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) センターを利用目的以外に利用したとき。</p> <p>(3) 虚偽その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。</p>
	<p>2 前項の規定に基づく処分により、利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。</p>